

令和8年度評議員・役員の報酬等支給基準

会議 業務 内容	役職	役員報酬算定過程（勤務実態に応じた報酬区分）
理事会・評議員会出席	理事長（1名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 2. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。
	理事（3名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。 2. 常勤理事の理事会・評議員会出席報酬は通常業務に含めるため、支払わないものとする。
	評議員（8名）	1. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。
	監事（2名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 2. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。
その他の法人業務執行	理事長（1名）	1. 法人業務執行時間2時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。
	理事（3名）	1. 法人業務執行時間2時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。 2. 常勤理事への法人業務執行に対する報酬は、通常業務に含めるため、支払わないものとする。
	監事（2名）	1. 法人業務執行時間4時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、4月に一括で銀行振込みする。